

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
28年 第15号	28.11.25	<p>精神障害者の保健福祉充実に関する陳情</p> <p>県内の精神障害者及び家族が直面している深刻な課題について早期に且つ着実な実現を願い陳情書を提出する。</p> <p>課題の全ては過年度から継続するものであり、県が主導して策定している「新しいばらき障害者プラン」や「第6次茨城県保健医療計画」にその解決すべき方向は明記されている。</p> <p>については下記陳情事項の実現に向けて関係機関への働きかけをお願いしたい。</p> <p>(陳情事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 医療福祉費支給制度（以下、「マル福」という。）の適用を障害年金1級受給者から精神保健福祉手帳1級及び2級の保持者までの適用拡大について 県連の推計では身体障害者及び知的障害者は障害者全体の約50%が「マル福」の対象になっており、片や精神障害者は10%未満である。障害種別間でこれほど大きな格差は絶対に許されるものではなく、ましてや、当県は「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」を全国に先駆けて制定した経緯がある。 精神障害者は他の障害者に比し、障害特性や生涯にわたる通院・服薬で常に身心ともに不安定な状態にあり、就労機会も少なく生活困窮者が多い。 早急に他障害者と同等の「マル福」の適用を実施すること。 2 精神科一般救急の24時間・365日受け入れ体制の拡充について 第6次茨城県保健医療計画では精神科一般救急の24時間・365日受け入れ可能体制の実現目標を平成29年度としていることから、当県の医師数の絶対的な不足及びかかりつけ医療機関の受け入れ態勢不足の解消を図ること。 3 訪問看護ステーションの拡充について 平成30年度までに、県内すべての訪問看護ステーションにおいて、自立支援医療に基づく精神障害者への対応を可能にすること。 	<p>一般社団法人 茨城県精神保健福祉会 会長 古池 源造</p>	<p>保健福祉</p>